2026年11月11日

各　位

上場会社名　　メック株式会社
代表者　　代表取締役社長　前田 和夫
（コード番号　4971　東証プライム市場）
問合せ先責任者　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ室室長　松下　綾
（TEL 06-6401-8160）

株式報酬制度の継続に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）　処　分　期　日	2026年11月27日
（２）　処分する株式の種類及び数	当社普通株式14,200株 （うち取締役向け10,700株、執行役員向け3,500株）
（３）　処　分　価　額	１株につき5,410円
（４）　処　分　総　額	76,822,000円 （うち取締役向け57,887,000円、執行役員向け18,935,000円）
（５）　処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
（６）　そ　の　他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

２．処分の目的および理由

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とする株式報酬制度（以下「取締役向け株式報酬制度」といい、取締役向け株式報酬制度導入のために設定した信託を「取締役向け株式交付信託」といいます。）並びに当社執行役員（取締役兼務者を除きます。以下も同様です。）を対象とする株式報酬制度（以下「執行役員向け株式報酬制度」といい、「取締役向け株式報酬制度」と合わせて「本制度」と総称します。また、執行役員向け株式報酬制度導入のために設定された信託を「執行役員向け株式交付信託」といい、「取締役向け株式交付信託」と合わせて「本信託」と総称します。）を導入しているところ、本自己株式処分は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

なお、本制度の概要につきましては、2016年７月29日付「当社取締役向け株式報酬制度の詳細決定 に関するお知らせ」および「「執行取締役向け株式交付信託」導入詳細に関するお知らせ」並びに2020 年２月 20 日付「取締役に対する固定株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

処分数量につきましては、本制度運用のために当社が制定した株式交付規程に基づき、取締役向け株式報酬制度については、延長した信託期間中の取締役の役位および構成推移等を勘案のうえ、また、執行役員向け株式報酬制度については、延長した信託期間中の執行役員の役職および構成推移等を勘案のうえ、取締役および執行役員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2026年６月30日現在の発行済株式総数19,571,093株に対し、0.07％（2026年６月30日現在の総議決権個数183,673個に対する割合0.08％。いずれも、小数点以下第３位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は取締役および執行役員の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

名称	取締役向け株式交付信託	執行役員向け株式交付信託
委託者	当社	
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）	
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者	執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者	
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
信託契約日	2016年８月18日	
信託の期間（継続後）	2028年８月末日（予定）	
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること	

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月10日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である5,410円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以　上